

神社叢錄第七十五之卷

西海道十一

○對馬島

中臣朝臣連胤謹撰

對馬島二十九座 大六座小二十三座

對馬は都之萬と訓べし、和名鈔、國名對馬、假字上國府下縣郡、式廿二、上部對馬島、下、爲遠國、主對海路行程四日、上拾芥抄、國郡對馬、下、遠、○日本紀、神代對馬島壹岐島及處々小島、皆是潮沫凝成者也。古事記、段次生津島、亦名天之狹手依比賣、舊事紀天神、本紀天日神命、同對馬縣主等祖、同國造櫻原朝、高魂尊五世孫建彌己々命改爲直、○式三、時卜部取三國卜術優長者、五人、伊豆五人、壹岐五人、對馬十人○對馬貢銀記云、對馬島者、在本朝之西極、屬太宰府、孤立海中、四面絕壁、其名兼見於隋唐史籍、自肥前國博多津、西向、飛帆一日到壹岐島、自斯又對馬一日、自非大風不得渡、與高麗隔海、金海府、放野之馬、掛帆之布、分明互見、其近可推、彼國之無窺窓心、八幡大菩薩之威神也。

上縣郡十六座 大二座小十四座

上縣は加無津阿加多と訓べし、和名鈔、部名上縣、假字上縣、如上式廿二、民部拾芥抄、國部上縣、

和多都美神社 名神大

和多都美は假字也。○祭神八幡三座頭、○三根郷木坂村に在す、玉勝今八幡本宮と稱す、例祭式三、祭時名神祭二百八十五座、呼對馬島和多都美神社一座、○當國一宮也、一宮○

當國下縣郡和多都美神社、名神同和多都美神社、小

神位

續日本後紀、承和四年二月戊戌、對馬島上縣郡無位和多都美神奉_レ授_ニ從五位下、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_ニ對馬島從五位下和都美神從五位上、同十二年三月五日丁巳、授_ニ對馬島從五位上和多都美神正五位下、

違胤云、當社祭神の事、今は頭注に從ふといへども、竊に按るに、八幡宮にては神位の次第も協はぬこゝちすれば、恐らくは舊來は海童神なるを、後に八幡宮を合祀し、さて相殿の方を主としたるは、後世のしわざなるべし、猶よく考ふべし、

島大國魂神社

島大國魂は志麻乃於保久爾多麻と訓べし○祭神明か也

考證、大己貴命、古墳集、安政、○豊崎郷豊村

に在す、今嶋首社と稱す、玉勝例祭 月 日、

古事記傳九の卷、倭大國魂神云々の條に、各其國處に經營の功徳ありし神を、如此申て祀れるなるべし云々、其中には大穴牟遲命を齋へるものありぬべし、又曰、舊紀に、一名大國玉神、古語拾遺に、大國魂神とあるは、凡て天下を經營まし、故なり、御名の同きを以て、思ひ混ふる事なれど云ふは然るべし、違胤按るに、當社を島首社と稱ふるも、此島を經

萬葉集十五
の巻に毛母
布福乃波郡
流斐島

明治四年
五月十五日
於國會
ヒ列